

# 市営住宅入居者のしおり



平 戸 市 ま ち づ く り 課

# は　じ　め　に

市営住宅は、住宅に困っている市民の方々に安い家賃で使用していただくために、税金を使って、国と市が協力して建設したものです。

そのため、市営住宅の使用については、『公営住宅法』や『平戸市営住宅条例』などにより、いろいろな制限や義務が定められています。

これからは、平戸市とみなさんとの間で前記の法律や条例に基づいて、賃貸借が開始されます。

団地の生活は共同生活です。住宅団地として、明るい快適な共同生活ができるよう常にお互いが協調し、健康で文化的な生活が営まれるよう努めてください。

また、団地の環境保持など、日常生活の様々なことについてみなさん同士の約束事を取り決める必要があるかと思われれます。これらについては、市は指示しませんので、みなさん方で協力して他人に迷惑をかけないよう気持ちのよい団地生活を過ごされますようお願いいたします。

この『しおり』は、入居者のみなさんにぜひ知っておいていただきたいこと、守っていただきたいことを取りまとめたものですので、必ずお読み下さいますようお願いいたします。

なお、この『しおり』に記載がないこと分からないことなどがありましたら下記までご連絡ください。

平戸市役所〔総務住宅班〕0950-22-4111

生月支所〔産業建設班〕0950-53-2111

田平支所〔産業建設班〕0950-57-1111

大島支所〔産業建設班〕0950-55-2511

## 1. 入居について

### (1) 入居の手続き

入居が決まった方には、『市営住宅入居決定通知書』を交付します。  
入居決定した日から、10日以内に次の手続きをしてください。

#### ① 請書の提出

入居決定者は、連帯保証人2名をたて、それぞれの実印を押印し印鑑証明書及び所得証明書を添えて請書を提出してください。連帯保証人の資格については、平戸市内に居住し独立の生計を営む、入居決定者と同等以上の収入を有する人で、原則として親族を1名たててください。

請書は、みなさんが市営住宅条例に定められた条項を確実に励行し、これに違反しないことを誓約する書類です。また、特に債務の負担について連帯保証人が保証することを内容としています。

また、連帯保証人が都合でやめられたり、死亡されたときは、新しい連帯保証人をたてていただきますので請書の再提出、および、連帯保証人変更（異動）申請書（届）の手続きを必ずしてください。

#### ② 敷金の納付

入居決定者は、請書とあわせて入居する前に家賃の3ヶ月分を敷金として納付してください。

敷金は、市営住宅を退去された後にお返しします。ただし、退去の際に、未納の家賃あるいは損害賠償金（住宅の破損等）があるときは、これらの額を差し引いてお返しすることになります。

#### ③ 鍵の交付

請書の提出とあわせて敷金の領収書を提示いただければ、鍵の交付をいたします。鍵の交付があったときから、その住宅の管理上の責任はすべて入居者のみなさんに移ることになります。

④ 電気・ガス・水道の使用申し込み

個人契約となりますので入居時に、みなさんが直接申し込んでください。

☆電 気 九州電力(株)平戸営業所 電話 0120-986-401

☆プロパンガス 指定の業者（指定業者がない場合は、任意に選択すること。）

☆水 道 平戸市水道局 22-3838

⑤ 入 居

入居許可日から15日以内に入居してください。もし、期間内に入居できないときは事前にまちづくり課総務住宅班に申し出を行い、市営住宅一時不使用届を提出してください。申し出がない場合は、入居の決定を取り消すことがあります。

⑥ 住民票の異動等

入居後はすみやかに住民票を異動してください。また、入居地区の区長等へ異動の連絡をお願いします。

⑦ 浴槽・釜の自費購入（次ページ一覧表参照）

浴槽・釜は市で設置した住宅も一部ありますが、設置されていない住宅については、各自で購入または、修理等を行ってください。

なお、内だき式浴槽の場合は爆発等人身事故防止のため、排気筒を屋外（屋根より上）まで出してください。

⑧ 破損・故障の報告

前入居者が住宅を退去されたときは、退去検査を行ったうえで修繕を施しておりますが、入居の際は室内をよく点検し、各種施設に故障等がないか異状の有無を調べ、もし異状があれば10日以内に申し出てください。期間を過ぎてから申し出があっても入居者の負担となりますのでご承知ください。

	☆風呂設置住宅	☆風呂設置なし住宅
平戸地区	清水川住宅A・B・C 大膳原住宅A・B 上大垣住宅 西中山住宅 供養川住宅A・B	度島・中の崎・稗田石田・赤松・下大垣・稗田岩の上・西の久保・辻・大久保・大膳原・中の原・紐差下里・津吉・赤坂
生月地区	加場田団地 友草住宅 飛石団地 堂の崎団地 館浦新アパート 上川団地 小田之平団地 代作団地 代作住宅A・B・C棟 犬場住宅A・B・C・D棟 加場田住宅A・B棟 飛石住宅 上川住宅A・B棟 みなみが丘団地 壱部浦住宅	壱部浦アパート 館浦旧アパート
田平地区	大久保団地 日の浦団地 里団地 永田団地 山の内団地 馬の元団地 下亀団地	
大島地区		緑ヶ丘住宅

## ⑨ 引っ越し

荷物運搬車は、地下に埋設してある水道管やLPガス管、排水管等が破損する恐れがありますので、駐車禁止区域には車を乗り入れないでください。もし、埋設物のマンホールのフタ、側溝等を壊されますと、その人の負担で修復していただきます。引っ越しの時に使用した梱包用の紐、段ボール等、責任をもって片づけてください。

また、中高層の住宅には、集合郵便受箱を設置しています。これは普通郵便（ハガキ・封書）だけが配達されますが、鍵をかけるようにして郵便物の紛失がないよう事故防止に心掛けてください。郵便受箱には、必ず各自の名札を付けてください。

## ⑩ 表 札

入居されたら玄関に表札をつけてください。

## ⑪ 鍵と錠

住宅の鍵は、みなさんの生命や財産等を守る重要なものです。紛失したり盗まれたりすることのないよう、保管には十分注意してください。

**※ なお、鍵（本体）は、あくまでも入居者の負担となりますのでご注意ください。**

## 2. 住宅の仕様について

### (1) 保管義務

市営住宅及び共同施設（広場・幼児遊園・集会所）は、公共財産のため、入居者はこれらの使用については必要な注意を払い、正常な状態に維持する義務がありますので、次の禁止事項及び注意事項を守ってください。もし、入居者の故意または過失によって滅失もしくは、き損したときはこれを現状に修復するか、または、その損

害を賠償していただきます。

## (2) 禁止事項

- ① 市営住宅を無断で他の者に貸し、またはその入居の権利を他人に譲渡すること。
- ② 市営住宅を無断で用途変更すること。
- ③ 市営住宅を無断で模様換え、または増築すること。
- ④ 保安上、衛生上有害なもの、または危険なものを持ち込むこと。
- ⑤ 市営住宅（中高層住宅）の玄関、便所、洗濯置場（洗面所）、ベランダ、階段等に水をこぼしたり一度に大量の水を流すこと。（防水がされていないので階下の部屋に漏水することがあります。もし、不注意による漏水で階下に被害を与えた場合は、原因者に損害賠償の義務が生じます。）
- ⑥ 階段等の共用部分に物品を置くこと。（火災等緊急の場合に障害となります）
- ⑦ ポスターや立て看板等を市営住宅（敷地含む）に掲示すること。
- ⑧ 入居者が住宅内で営業をすること。
- ⑨ 住宅敷地内（駐車場以外）に車を駐車すること。

## (3) 迷惑行為等の禁止

入居者が次の項目及びその他、他人に迷惑をかける行為をした場合、住宅の明け渡しをしていただくこととなります。

- ① 市営住宅では、ペット類（犬・猫・鳥・鶏など）動物を飼育することはできません。他人に、不快な思いをあたえることとなるので、絶対にペット類は飼育しないこと。
- ② 早朝や深夜等にテレビ・ラジオ等の音を大きくしたり、大声で話したり大きな物音をださないようにすること。

#### (4) 日常生活上の注意事項

##### ① 玄 関

- ☆ 玄関戸の開閉は静かに行ってください。特に中高層（3～4階建）の住宅は玄関ドアを開けたままにしておくと、ドアクローザー（ドア上部に取り付けてあるあふり止め金物）の故障の原因になりますのでドアの下に木などを挟まないでください。（常時閉めておく。）
- ☆ 玄関の土間は防水していないので、清掃の時は水を流さないで濡れた雑巾等で汚れを拭く程度にしましょう。
- ☆ 定期的に蝶番、回転する部分に油を差すとドアの開け閉めが軽くなります。

##### ② 台 所

- ☆ 流し台の掃除は、クレンザー等キズつけ易いものは、使用しないでください。
- ☆ 流しの目ザラのゴミは、毎日取り除くよう心掛けてください。
- ☆ ゴミ等が排水管に詰まる原因となり修復費用は入居者負担となります。
- ☆ 使用済みの油類も詰まる原因となります。また、公害にもなりますので流しに捨てないでください。常に火を扱う場所ですので、火災を起こさないよう特に注意してください。
- ☆ 台所（2～4階建の住宅）には、換気のために換気扇を設置していますので火気使用の時は、必ず換気しましょう。また、換気扇は油類で汚れやすいので定期的に清掃しましょう。

##### ③ 浴 室

- ☆ 洗濯機の水を浴室に排水する時は、洗面所等に水をこぼさないようにしましょう。



- ☆ 浴室は湿気の多い場所です。浴室使用时及び使用後は、十分換気すること。換気が不十分であると、カビが発生したり建具等の腐食の原因となります。
- ☆ 排水目ザラは定期的に清掃してください。目ザラが詰まると水が溢れ階下への水漏れの原因となります。不注意で階下へ被害を与えたときは、原因者に損害賠償の義務が生じます。
- ☆ 浴室（2～4階建の住宅）の出入り口の下についている換気ガラリは、ガス中毒を防ぐためのものですのでビニール等でふさがないでください。

#### ④ 便 所

- ☆ 水洗便所には必ず水に溶けやすいトイレトーパーを使用し、新聞紙、紙おむつ脱脂綿、ゴム製品、生理用品は絶対に流さないでください。不溶物を流すと排水管がつまり汚物が逆流して、棟全体の入居者に迷惑がかかります。また、修復にかかった費用は、入居者に負担していただくことがあります。
- ☆ 便器の掃除は、水、またはぬるま湯で拭くようにし、塩酸、アルカリ性、塩素系洗剤は使用しないでください。

#### ⑤ 洗濯機置場・洗面所

- ☆ 洗濯機が置ける洗濯パンが設置されているところは、洗濯機は必ず定められた場所に置きホースがはずれないようバンド等でしっかりと取り付け、排水口へつないでください。排水口が詰まったり、ホースがはずれて階下へ水漏れして被害を与えたときは、損害賠償の義務が生じます。
- ☆ 清掃は、中性洗剤をつけて行うようにしてください。

#### ⑥ ベランダ

- ☆ 中耐の住宅（3～4階建）のベランダの間仕切板は、火災等緊急の場合に破って隣や階下へ降りる避難通路となりますのでベラ

ンダには絶対物品を置かないでください。

- ☆ ベランダには踏み台となるような物は、子供が乗って手摺りからの転落事故の原因ともなり非常に危険ですので置かないでください。
- ☆ ベランダの床は防水してありませんので、水を大量に流さないようにし、また、排水口（雨水桶）の清掃も定期的に行いましょう。
- ☆ ベランダや窓から物を捨てたり、たん、つば等を吐かないこと。
- ☆ 手摺りの上や、手摺りを突出して植木鉢等を置いたりすると、落下事故が発生し危険ですので絶対にしないこと。

## ⑦ 電 気

- ☆ 各戸の玄関上に安全ブレーカーを設置しています。一定量以上の電気を使用すると自動的に電気が切れます。使用器具の数を減らし、ブレーカーのスイッチをあげてください。それでも、異常があるときは電力会社に点検を依頼してください。
- ☆ タコ足配線は、火災の原因となることがありますので絶対にしないこと。（素人の電気工事は簡単なものでも絶対にしないでください。危険であるばかりでなく違法になる場合がありますので信用ある電気工事店に依頼してください。その場合、模様替（増築）承認申請書の提出が必要です。）

## ⑧ 水 道

水道を使用するときは、次のことを守ってください。

- ☆ 台所や便所、浴室、洗濯機等の水が止まらないとき、または配管などからの漏水の時は必ずメーターボックス内の水道の元栓を閉めてから、まちづくり課総務住宅班へ連絡してください。
- ☆ 断水したときは、必ずすべての蛇口を閉めてください。閉め忘れて断水が解消したとき水浸しになることがあります。階下まで水漏れ被害が生じたときはすべての原因者に原状回復並びに他人

に与えた損害賠償義務が生じます。

## ⑨ ガス

- ☆ ガスを使用するのは大変便利ですが、換気不足、ガス漏れ、不完全燃焼等をおこし、事故の原因となることがありますので十分取り扱いにはご注意ください。
- ☆ 部屋の換気は十分行い、バーナーの空気口をよく調節して下さい。  
ゴム管は十分差し込んで安全バンドでしっかり止めましょう。  
また、古くなった器具やゴム管は早めに取り替えましょう。
- ☆ 器具類は、時々手入れをして火の出る穴をよく掃除しましょう。
- ☆ 使用後は器具栓をしっかり閉め、特に寝る前や外出、外泊の時は、ガスの元栓を必ず閉める習慣をつけましょう。
- ☆ ガスについて、異常や事故が起きたときはガス取扱店に急報して修理を受けてください。

## ⑩ その他

- ☆ 中耐の住宅（3～4階建）の屋上は利用できません。危険ですので登らないでください。（点検口に鍵を掛けている。）
- ☆ 浄化槽及び受水槽の付近やその他危険な場所で子供を遊ばせないようにしましょう。また、危険な場所等で遊んでいる子供がいたら、お互いに注意しましょう。
- ☆ 団地内の道路（通路）には、交通の支障となる物や自動車を置いたり、幼少年者の遊び場にしないようお互いに注意しましょう。
- ☆ 住居廻りの敷地（庭）については、入居者で維持管理をお願いします。雑草や樹木が生い茂れば、側溝・雨樋が詰まるばかりでなく、衛生的にも問題が生じますので、日ごろからの清掃に努めてください。

### 3. 駐車場の使用

- ◆ 駐車場を利用する際は、必ず利用許可申請を行い、許可を受けてから使用してください。
- ◆ 駐車場の許可は各戸原則 1 箇所のみとなっています。許可を受けた駐車場には、名札を設置しますので、記入してください。
- ◆ 空きの駐車場は、来客者用駐車場となりますので入居者の方は絶対に使用しないでください。
- ◆ 駐車場使用希望者は、使用する前に使用料の 3 ヶ月分を保証金として納付してください。

保証金は、駐車場を返還したときにお返ししますが利息はつきません。返還する際に、未納の使用料等、または損害賠償金（駐車場の破損等）があるときはこれらの額を差し引いてお返しします。

### 4. 入居者の費用負担

#### (1) 住宅の修繕

住宅の保管及び修繕について負担する範囲は、市が行う義務のあるものと入居者の費用で行うものとのがあり、次のページの表のように分けられます。ただし、市の費用負担で行う修繕でも、原因が入居者の責任によるものであれば原因者に負担していただきます。

### 5. 家賃

#### (1) 納入方法（口座振替）

☆ 月の途中で入退去される場合は、その月分の家賃は日割り計算

により納入していただきます。

☆ 家賃等は、毎月末までに住宅使用料納入通知書により、同通知書に記載された納入場所で納めてください。

☆ 領収書は問題が生じたときの証拠となるものですから大切に保管してください。

## (2) 滞納したとき

家賃等を3ヶ月以上滞納しますと、住宅の明け渡し請求をすることになり、住宅使用許可が取り消され退去していただくこととなります。それでも明け渡さない場合は保証人の方に迷惑がかかることとなりますので十分ご留意願います。

## (3) 家賃の決定方法

① 家賃は、入居者の収入及び住宅の便益、その他の事項に応じ、毎年度入居者毎に決定されます。このため、入居者は、公営住宅法により前年分の収入申告が義務づけられており、申告がない場合は、民間の住宅と同程度の家賃額を設定することとなりますので、ご注意ください。(ただし、市営一般住宅及び特公賃を除く。)

② 市営一般住宅及び特公賃については、別途の家賃となります。

## 6. 退去について

### 退去の手続き

#### ① 市営住宅の退去

市営住宅を退去されるときは、退去予定日の5日前までに『市営住宅退去届』を、まちづくり課総務住宅班または、各支所産業建設班へ提出してください。

#### ② 退去検査

市営住宅退去届が提出されたら、入居者立ち会いのもとで市営

住宅の退去検査を行います。

③ 入居者負担で修繕していただく部分

畳の表替、フスマ・障子・網戸の張替は必ず入居者負担で修繕していただきます。また、その他に別紙、市営住宅修繕に要する費用負担区分表（別表）により負担いただく部分もあります。

④ 原状回復義務

退去の際には、住宅内外の掃除行うこと。特に、便所・便器、台所・換気扇、天井・壁の汚れの清掃、庭の除草を行い、入居当時の状態に修復すること。（洗面台等の備え付け器具の破損は弁償すること。）

許可を受けて増改築をしている部屋及び各自で購入し設置した浴槽・釜については、入居当時の状態に修復することが原則ですが、不可能な場合は、まちづくり課総務住宅班の指示に従ってください。

⑤ 敷金の還付

入居の際に家賃の3ヶ月分を敷金として預かっていますので、退去後、家賃の完納及び住宅の入居者負担部分の修繕が完了後、敷金の還付をいたします。滞納家賃があれば、充当させていただく場合もあります。

⑥ 各関係機関への手続き

住民票の異動届及び電気、ガス、水道の手続き並びに郵便の配達届等を必ず行ってください。

## 7. ごみの出し方及びイノシシ対策について

### ごみの分別

① 指定ごみ袋の利用・出し方

当市指定の有料ごみ袋7種類（もえるもの・飲料用のかん専用・びん類・ペットボトル・危険物・その他の不燃物・生ごみ指定専用）、それぞれの収集当日の朝7時まで、決められた「ごみステーション」に出してください。

## ②生ごみの処理

生ごみは、クリーンセンターにて堆肥として再利用していますので専用の指定袋を利用し、分別収集にご協力下さい。

## イノシシ対策

最近、市営住宅にイノシシが出没しています。被害を未然に防ぐために、生ごみの取扱いについてみなさんのご協力をお願いします。

### ①出没予防策

- ・家庭から出る生ごみを、庭などに置かない、捨てないようにしましょう。
- ・餌付けは絶対にやめましょう。

### ②注意事項

- ・イノシシを見かけても、近づいたり、石を投げたりしない。
- ・子供のイノシシの近くには、親のイノシシが隠れていることがあるので注意する。

<建築一般>

① 屋内部分

No.	修 繕 内 容	負 担 区 分		備 考
		市	入居者	
1	柱・鴨居・敷居にかかる構造上必要な修繕	○		
2	天井にかかる構造上必要な修繕	○		
3	根太・土台・大引・床板にかかる構造上必要な修繕	○		
4	壁自然破壊（内外共）の修繕	○	△	釘・浮上り等軽微なものは、入居者負担。
5	内壁の塗装（鴨居より下壁）		○	
6	内壁の壁紙張替（鴨居より下壁）		○	
7	押入棚・台所棚の修繕	○		
8	窓枠・出入口枠の修繕	○	△	自然腐朽は市。 その他は、入居者負担。
9	木製建具の修繕	○	△	自然腐朽は市。 その他は、入居者負担。
10	金属製建具・玄関扉の修繕	○	△	自然腐朽は市。その他の付属品（戸車・取手・錠・鍵・クレセント・蝶番）は、入居者負担。
11	ガラス入替え		○	
12	畳の表替え		○	
13	カーテンレールの修繕		○	
14	ガス台・流し台・水きり棚の修繕	○	△	老朽によるものは市負担。
15	手摺の修繕	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
16	物干し金物の修繕	○		



17	ベランダ手摺の修繕	○		
18	ベランダ間仕切り板の修繕	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
19	ベランダ床漏水の修繕	○		
20	床材（フローリング）の破損、腐朽の修繕	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
21	空調用スリーブキャップの紛失・修繕		○	

## ② 建物外部廻り及び屋外附帯設備

No.	修 繕 内 容	負 担 区 分		備 考
		市	入居者	
1	雨樋取替修繕	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
2	屋根雨漏り修繕	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
3	壁面雨漏り修繕	○		
4	フェンス及び車止め等の修繕	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
5	階段・廊下及び手摺の修繕	○		
6	屋根点検口修繕・鍵取替	○		
7	屋外雨水管の修繕	○		
8	団地内側溝、枳の修繕	○		側溝・枳の清掃は入居者負担。
9	樹木維持管理（草取り、清掃）	△	○	高木の伐採・剪定・消毒等は市負担。
10	自転車置場の修繕	○		清掃は入居者負担。

11	ごみ置場の修繕	○		清掃は入居者負担。
12	台風・豪雨・火災等による被害の復旧	○	△	ベランダ等の私物飛散によるガラス・仕切り板の損傷については入居者負担。

<設備一般>

① 電気設備

No.	修 繕 内 容	負 担 区 分		備 考
		市	入居者	
1	各戸分電版	○		
2	電線管・照明器具取替	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
3	各戸スイッチ	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
4	各戸コンセント	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
5	各戸チャイム用押ボタンスイッチ	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
6	インターホン	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
7	電話用差込口	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
8	テレビ用差込口	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
9	階段灯・廊下灯・外灯のスイッチ	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
10	各戸照明器具の球切れ		○	入居者設置の照明器具については入居者負担。
11	各戸電球の受け口(ソケット)及び		○	

	照明器具の引っ掛けシーリング			
12	換気扇・天井扇・レンジフード	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
13	テレビ共同受信アンテナ	○		
14	テレビの分配器・分岐器	○		市が設置したものに限る。
15	テレビのブースター	○		市が設置したものに限る。
16	階段灯・廊下灯・外灯の球切れ	○		
17	階段灯・廊下灯・外灯のグローブ (電球カバー)等取替	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
18	外灯ポール取替	○		市が設置したものに限る。
19	階段灯・廊下灯・外灯の金属部腐食	○		照明器具本体を含む。
20	階段灯・廊下灯・外灯の自動点滅器	○		
21	電線等点検用マンホールの蓋	○		

## ② ガス設備

No.	修 繕 内 容	負 担 区 分		備 考
		市	入居者	
1	ガス管修繕	○		
2	ガスコック及び付属品	○	△	付属品は入居者負担。
3	浴槽	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
4	給湯器 (リモコン含む)	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。

## ③ 消防用設備

No.	修 繕 内 容	負 担 区 分		備 考
		市	入居者	
1	非常用警報ベル及び押しボタン	○	△	入居者の不注意によるもの

				は入居者負担。
2	消火器	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。

④ 給排水衛生設備(屋内)

No.	修 繕 内 容	負 担 区 分		備 考
		市	入居者	
1	各種水栓類修繕取替		○	ハンドシャワー・ホース含む。
2	各種水栓パッキン取替		○	
3	便所・ロータンク・洗浄管等の修繕	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
4	便所排水管つまり	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
5	浴槽・流し・洗濯槽・手洗器等の付属金物取替		○	付属金物は目皿、ゴム栓等を指す。
6	浴槽・流し・洗濯槽・手洗器等の排水管つまり	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
7	浴槽・流し・洗濯槽・手洗器等に付属する排水管取替	○		
8	汚水・雑排水管修繕取替	○		
9	給水管修繕取替	○		
10	衛生器具（浴槽・洗面器・鏡等）破損	○	△	入居者の不注意によるものは入居者負担。
11	手洗器・流し台のトラップ取替	○		
12	洗濯パンのトラップ取替	○		

13	各種トラップ・パッキン取替	○		
14	ペーパーホルダー取替		○	
15	ロータンクの内部金物及び パッキン取替（洗浄管）	○		ボールタップ、 フロートゴム等

## 2. 入居中の手続き

届出等の種類	事由	添付書類
収入申告	入居者は公営住宅法により、前年分の収入申告が義務付けられています。 毎年7月ごろ行いますので必ず申告してください。	所得を証明できる書類 (源泉徴収票、所得証明書等)
入居者の異動届	出生、結婚、離婚、死亡、転出等により入居者の異動があった場合は、必ず報告してください。	戸籍抄本又は住民票抄本 1通
同居承認申請	入居当時から同居している親族以外のものを新たに入居させる場合は、この申請を行い許可を受けなければ同居させることができません。 ※同居が認められているのは、3親等以内の親族に限られています。	戸籍抄本又は住民票抄本 1通
承継入居承認申請	入居者（名義人）が死亡したり、または同居の親族を残して退去したりした場合（離婚、結婚等）は、この手続きを行い承認を受けることにより、名義を変更し、引き続き入居することができます。	戸籍抄本 1通 旧名義人の承諾書 (死亡の場合は不要) 新名義人の請書

一時不使用届	<p>長期間の旅行、出張、入院等により15日以上住宅を使用しないときは、事前に届出をしてください。届出を怠ったまま長期間不在にすると無断退去または住宅不使用として、入居の許可を取り消すことがあります。</p>	<p>使用しない理由の発生したことを証する書面  <small>(長期出張の場合には勤務先の証明)</small></p>
模様替申請	<p>エアコン及び給湯器等の設置は申請を行い許可を受けてから行ってください。電流(アンペア)の変更もこの申請が必要です。</p>	<p>関係図面</p>

※ 各申請書はまちづくり課総務住宅班または、各支所産業建設班にあります。

その他、詳細については申請書交付の際にご説明いたします。